

議案第 100 号

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

令和 2 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員報酬について、勤務日数に応じて報酬を支給するため、この条例案を提出するものです。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和 60 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
別表公平委員会の項中

「

年額	24,000 円
年額	20,000 円

」を

「

日額	8,200 円
日額	7,700 円

」に改め、同表固定資産評価審査委員会の項中

「

年額	26,000 円
年額	22,000 円

」を

「

日額	8,200 円
日額	7,700 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
公平委員会	委員長	日額 8,200円		公平委員会	委員長	年額 24,000円	
	委員	日額 7,700円			委員	年額 20,000円	
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額 8,200円		固定資産評価 審査委員会	委員長	年額 26,000円	
	委員	日額 7,700円			委員	年額 22,000円	
消防団	団長	年額 110,000円	町長の職にある者	消防団	団長	年額 110,000円	町長の職にある者
	副団長	年額 90,000円	の旅費相当額		副団長	年額 90,000円	の旅費相当額
	分団長	年額 80,000円	7級から4級の職		分団長	年額 80,000円	7級から4級の職
	副分団長	年額 73,000円	にある者の旅費相 当額		副分団長	年額 73,000円	にある者の旅費相 当額
	分団部長	年額 66,000円	3級から1級の職		分団部長	年額 66,000円	3級から1級の職
	分団班長	年額 59,000円	にある者の旅費相 当額		分団班長	年額 59,000円	にある者の旅費相 当額
	団員	年額 53,000円			団員	年額 53,000円	
備考（略）				備考（略）			